

年管管発0614第6号 平成24年6月14日

## 日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課



日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象とされることとなり、住民票が作成されるとともに、在留カード及び特別永住者証明書が新たに交付されることとされている。

このため、日本国籍を有する者の日本国内に住所を有しなかった期間並びに日本国籍を取得した者及び永住許可を受けた者のそれ以前の期間の確認に必要な書類については、期間の種類に応じて次表のとおり本年7月9日より適用することとしたので遺憾のないよう取り扱われたい。

なお、これに伴い「日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について」(昭和61年7月10日庁保険発第35号)は、本年7月8日をもって廃止する。

期間の種類	添 付 書 類
国民年金法附則第7条第	当該期間が確認できる次のいずれかの書類
1項により合算対象期間	ア 戸籍の附票の写し
とされる期間のうち同法	イ 旅券法(昭和26年法律第267号)に規定する旅券
附則第5条第1項第3号	(パスポート) の写し
に該当した期間及び昭和	ウ 滞在国が交付した居住証明書
60年法律第34号附則	エ 滞在国の日本領事館等の発行した在留証明書
第8条第5項第9号に掲	オ その他上記に掲げる書類に準ずるもの
げる期間	

昭和60年法律第34号 附則第8条第5項第10 号及び第11号に掲げる 期間 当該期間が確認できる次のいずれかの書類

- ア 戸籍謄本又は抄本 (戸籍を取得した者に限る)
- イ 住民票の写し
- ウ その他、旅券 (パスポート) の写し、永住を許可され た旨が記載された在留カード又は特別永住者証明書等上 記に掲げる書類に準ずるもの

年管管発0614第7号 平成24年6月14日

地方厚生(支)局 年金調整課長 殿 年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長 (公印省略)

日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行に伴い、外国人登録制度が廃止され、適法に3月を超えて在留する等の外国人であって住所を有する者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の適用対象とされることとなり、住民票が作成されるとともに、在留カード及び特別永住者証明書が新たに交付されることとされている。

このため、日本国籍を有する者の日本国内に住所を有しなかった期間並びに日本国籍を取得した者及び永住許可を受けた者のそれ以前の期間の確認に必要な書類については、期間の種類に応じて次表のとおり本年7月9日より適用することとした旨、日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知したので御了知いただくとともに、貴管内市町村に周知方よろしく取り計らわれたい。

なお、これに伴い「日本国籍を有する者の国外居住期間等に係る合算対象期間の確認に必要な書類について」(昭和61年7月10日庁保険発第35号)は、本年7月8日をもって廃止する。

期間の種類			添	付	書	—————— 類	
国民年金法附則第7条第	当診	核期間が	確認でき	る次のい	ずれかの書	類	
1項により合算対象期間	ア	戸籍の	附票の写	EL	•		· ·
とされる期間のうち同法	イ	旅券法	(昭和2	6年法律	第267号	号)に規定す	る旅券
附則第5条第1項第3号		(パスポ	<b>ート)</b> の	)写し		•	
に該当した期間及び昭和	ウ	滞在国	が交付し	た居住証明	明書		
60年法律第34号附則	エ	滞在国	の日本領	事館等の	発行した在	留証明書	
第8条第5項第9号に掲	オ	その他	上記に掲	げる書類に	こ準ずるも	· の	
げる期間							

昭和60年法律第34号 附則第8条第5項第10 号及び第11号に掲げる 期間 当該期間が確認できる次のいずれかの書類

- ア 戸籍謄本又は抄本(戸籍を取得した者に限る)
- イ 住民票の写し
- ウ その他、旅券(パスポート)の写し、永住を許可された旨が記載された在留カード又は特別永住者証明書等上記に掲げる書類に準ずるもの